

## 日本損害保険協会への意見聴取の結果

官民の調査基準の統一等の提案について、地震保険の損害査定業務を担う立場から、日本損害保険協会に意見を求めたところ、以下の見解が示された。

1. 「地震保険の損害認定基準」を「災害の被害認定基準」に合わせること
  - 「地震保険の損害認定基準」は地震保険法の目的に掲げる「被災者の生活の安定に寄与すること」を実現するために、早期・適正な保険金支払いを可能とするよう主要構造部の被害程度のみに着目した損害割合算出等の工夫が取り入れられている。
  - 「地震保険の損害認定基準」の策定にあたっては、専門家（工学博士・一級建築士等）による詳細な開発研究結果を大学教授が校閲するプロセスを経ており、専門性と透明性を兼ね備えたものとなっている。
  - 迅速な保険金支払いの面については、東日本大震災では地震発生後3カ月で55万件、約1兆円の保険金を、また、昨年の熊本地震では地震発生後2カ月で19万件、約3,000億円の保険金をお支払しており、「地震保険の損害認定基準」策定の目的が達せられていることが実証されている。
  - また、「地震保険の損害認定基準」はこれまでの多くの地震における調査経験の積み重ねにより、地震保険取扱いの損害保険会社社員および損害査定を行う多くの火災鑑定人等の実務に定着しており、これにより保険金の早期・適正な支払いが実現している。
  - したがって、現行の「地震保険の損害認定基準」を「災害の被害認定基準」に合わせることは困難である。
  
2. 地震保険の認定結果を自治体の「災害の被害認定」に利用すること
  - 自治体による「災害の被害認定」での利用を目的に、仮に地震保険の認定結果に関するデータを提供する場合、被保険者（保険金請求権者）から個人情報開示の同意を都度取得する必要があるが、被災した被保険者全員から同意を得ることは困難である。
  - また、地震保険はノーロス・ノープロフィットで運営されているため、個人情報開示の同意取得に要するロード、データ提供に要するシステム開発等により契約者の負担する保険料引き上げにつながる可能性がある。
  - 「災害の被害認定結果」について、被災者への説明は一義的には自治体が担うものと考えられるが、こうした場合であっても被災者から損害保険会社への直接の照会等は不可避であり、以下の問題が生じる可能性がある。
    - 被災者からの照会や苦情、再立会の要請等への対応による保険金支払いの遅延。
    - 各種補助金の交付や税の減免等に直結する「災害の被害認定」について、被災者や納税者たる国民への説明責任を損害保険会社が果たすことは困難であり、これに伴う保険金支払いの遅延。
    - 上記照会や再立会等への対応コストの発生による保険料引き上げ。

(以上)